

《指定整備事業者の皆様へ》

特定整備制度

電子制御装置整備の追加認証取得について

令和2年4月より特定整備制度がスタートし、対象車両の電子制御装置整備を行う場合は認証の追加が必要となりました。また、令和3年10月1日より点検基準が改正されることに伴い、対象車両の保安基準適合証交付にあたっては、電子制御装置整備の認証が必要となります。

多くの事業場が点検基準改正直前に認証申請されますと、審査が間に合わず指定整備業務に影響が出る事が予想されることから、下記の認証取得要件を満たしている事業場におかれましては早めの申請を行っていただきますようご案内申し上げます。

— 分解整備と電子制御装置整備の両方を行う場合の認証基準 —

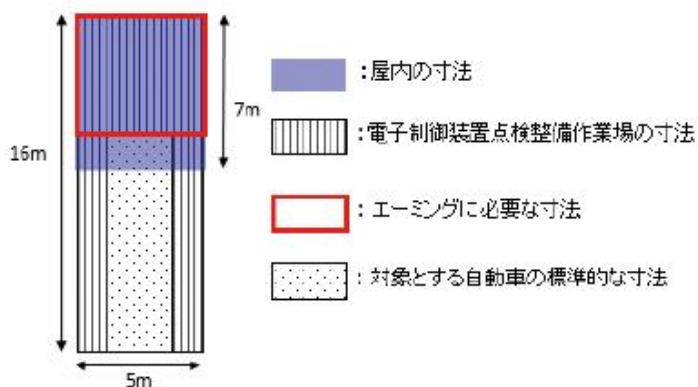
設備に関する基準

- 電子制御装置点検整備作業場
 - ※分解整備を行う事業場が備える車両整備作業場、点検作業場と兼用可能です。
 - ※完成検査場とも兼用可能です。
 - ※離れた場所にある作業場や、他の事業者との共有も可能です。
- 整備用スキャンツール
- (水平面を確認するための)水準器
- 整備要領書等の点検整備に必要な情報の入手体制
 - ➔ FAINESへの加入状況や自動車メーカーから個別にCDを購入している等で可能です。
- このほか、分解整備としての設備に関する基準を満たしている必要があります

従業員に関する基準

- 2名以上、うち1名は一級自動車整備士(二輪除く)又は一級二輪自動車整備士、二級自動車整備士であって、国が定める講習を受講した者
- 従業員に対する、自動車整備士数の割合が1/4以上であること

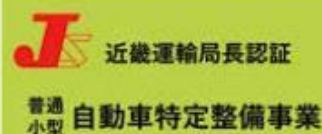
普通自動車(大型)の例



電子制御装置点検整備作業場のイメージ

標識について

電子制御装置整備と分解整備両方の認証を受けている事業者は、標識の色が“若草色”になります。指定の標識は変更ありません。



大型・中型・軽の電子制御装置作業場については寸法要件が大きくなります。

現在の作業場で寸法要件を満たさない場合は、作業場設備の共用（*1）・離れた場所の作業場（*2）での認証申請も可能となっておりますので詳細についてはお問い合わせください。

*1 例：同一会社の別店舗と共用、他社の作業場と共用。

*2 例：同社所有の作業場が離れた場所にある。

	普通 (大)	普通 (中)	普通 (小)	普通 (乗用)	小型 四輪	小型 三輪	小型 二輪	軽
電子制御装置 点検整備作業場の寸法	16m × 5m	13m × 3m	7m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	6m × 2.5m	—	5.5m × 2m
うち、屋内の寸法	7m × 5m	7m × 3m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	3m × 2.5m	—	4m × 2m
(参考) 屋内作業場の現行基準 (車両整備作業場の寸法)	13m × 5m	10m × 5m	8m × 4.5m	8m × 4m	8m × 4m	8m × 4m	3.5m × 3m	5m × 3.5m

(寸法:奥行×間口)



電子制御装置点検整備作業場を有しない
B整備工場が
A整備工場の作業場を共用

特定整備制度についての最新情報はこちらから！

《閲覧できる情報》

- 特定整備制度の概要
- 対象車両の見分け方
- 整備用スキャンツール情報
- 特定整備記録簿の書き方
- その他参考資料



(QRコード：国土交通省ホームページに接続されます。)

【問い合わせ先】 振興会 指導課 098-877-7065